

第2期第11回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年4月20日（木） 公聴会終了後～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 福岡県豊前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について（答申）

資料1

(2) 福岡県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

資料2

(3) 第46回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

資料3

(4) その他

福岡県豊前海区漁場計画（案）

令和5年4月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

漁業の名称及び件数

(1) 共同漁業権

第1種共同漁業権	3件
第2種共同漁業権	3件

項目	内容
免許（公示）番号	別紙資料1のとおり
免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称 及び漁業時期等	別紙資料1のとおり
漁場の位置等	従来区域（別紙資料2）
関係地区	別紙資料1のとおり
存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
免許予定日	令和5年9月1日

(2) 区画漁業権

第1種区画漁業

のり養殖業（支柱式）	5件
のり養殖業（浮流式）	1件
かき養殖業	26件

項目	内容
免許（公示）番号	別紙資料3のとおり
免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称 及び漁業時期等	別紙資料3のとおり
漁場の位置等	別紙資料4のとおり
関係地区	免許予定漁業協同組合等の地区とする
存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
免許予定日	令和5年9月1日

○豊前海区共同漁業権一覧表(※赤色がH25年免許からの変更点)

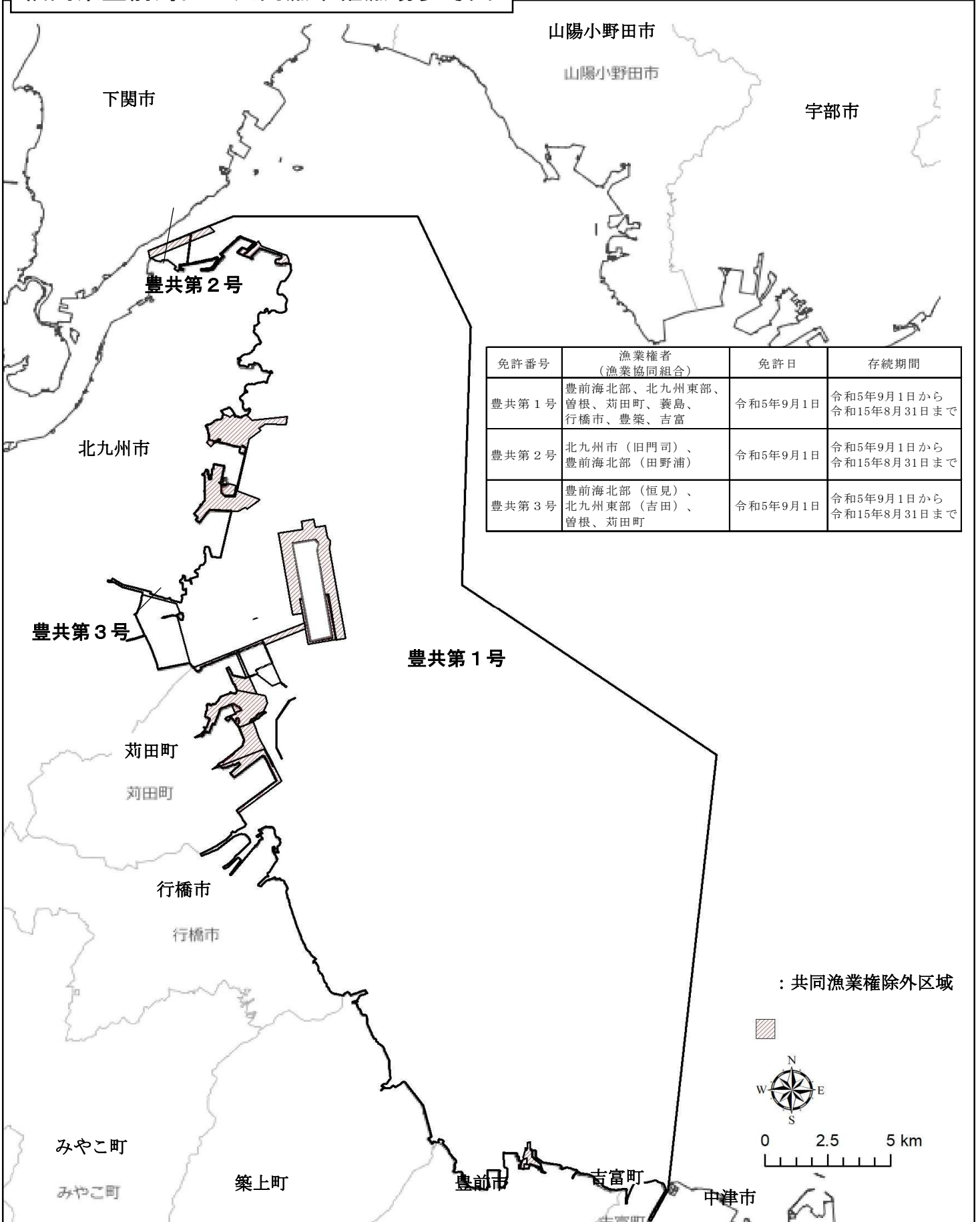
資料1

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	豊共第1号	豊共第2号	豊共第3号	漁業調整規則による規制		条件	備考
						禁止期間	体長等制限		
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで	○	○		4.1~9.30			漁業時期の変更
	たこ	1月1日から12月31日まで	○	○			体重100g以下		
	餌むし	"	○	○	○				
	あさり	"	○		○		殻長3cm以下		
	ゆむし (い い)	"	○		○				
	はまぐり	"	○			6.1~8.31	殻長4cm以下		
	あかがい	"	○		○				
	もがい	"	○		○		殻長3cm以下		
	ばかがい (きぬがい)	"	○		⊗				豊共第3号のみ削除
	しおふき	"	○		○				
	まてがい	"	○		○				
	とりがい	"	○						
	おおのがい	"	○		○				
	かき	"	○		○				
	たいらぎ	"	○			6.1~9.30	殻高15cm以下		
	あかにし	"	○						
	てんぐにし	"	○						
	つめたがい	"	○	○	○				削除
	みるくい	"	○	○	○				削除
	あわび	1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで	○	○		11.1~12.20	殻長10cm以下		漁業時期の変更
さざえ	1月1日から12月31日まで	⊗	○					豊共第1号のみ削除	
うちむらさき	"	○	○	○				削除	
かがみがい	"	○	○	○				削除	
あまのり	10月1日から翌年4月30日まで	○							
あおのり	11月1日から翌年5月31日まで	○		⊗				豊共第3号のみ削除	
いぎす	1月1日から12月31日まで	○							
おごのり	"	○							
えごのり	"	○							
わかめ	"	○	○						
あかもく	"	○							
第2種共同漁業	雑魚樹網漁業	1月1日から12月31日まで	○					・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈2メートル以上のものを使用してはならない。(豊共第2号を除く) ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	
	うなぎ石がま	"	○		⊗		豊共第3号のみ削除		
	雑魚底刺網	"	○	○	⊗		豊共第3号のみ削除		
	うなぎ柴づけ	5月15日から10月31日まで	○		⊗		豊共第3号のみ削除		
	いかかご	3月1日から6月30日まで	○						
	あなごかご	1月1日から12月31日まで	○	○	○				
	ばいかご	"	○	○					
	うなぎうけ (かご、筒を含む。)	"	○		○				

関係地区

豊共第1号	北九州市門司区、小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同郡吉富町
豊共第2号	北九州市門司区旧門司、同区田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町、同区太刀浦海岸
豊共第3号	北九州市門司区、小倉南区、京都郡苅田町

福岡県豊前海区 共同漁業権漁場参考図



○区画漁業権内容一覧表（※赤色がH30年免許からの変更点）

資料3

①のり養殖業（支柱式）

存続期間：令和5年9月1日～令和10年8月31日

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	京都郡苅田町地先	京都郡苅田町	苅田町漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	
2号	"	"	"	行橋市大字蓑島地先	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	蓑島漁協	"	
3号	"	"	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	"	豊築漁協(八屋)	"	削除
6号	"	"	"	"	"	"	"	削除
5号 ー7号	第1種区画漁業	のり養殖業	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	北九州市小倉南区曾根新田南	曾根漁協	"	

②のり養殖業（浮流式）

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	行橋市大字蓑島地先	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	蓑島漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	

③かき養殖業

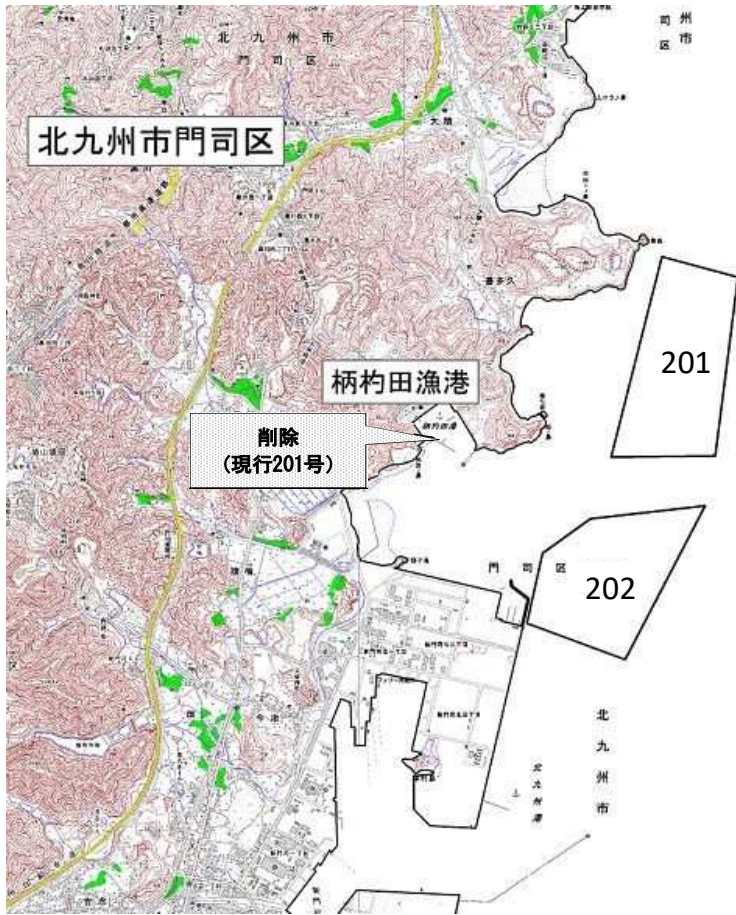
免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1～4/31	北九州市門司区大字柄杓田地先	"	豊前海北部漁協	なし	削除
201号 202号	"	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	北九州市門司区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	豊前海北部漁協	なし	
202号 203号	"	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	"	"	
203号 204号	"	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	北九州市門司区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	豊前海北部漁協(恒見)	"	
205号 206号	"	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	"	
206号 207号	"	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	北九州東部漁協(吉田)	"	
207号 208号	"	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	"	"	

③かき養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
209号	〃	〃	〃	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	〃	曾根漁協	〃	削除
208号 240号	〃	〃	〃	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	北九州市小倉南区曾根新田、 同区曾根新田北、同区曾根新 田南、同区大字朽網、同区中 曾根、同区中曾根東	曾根漁協	〃	
209号 241号	〃	〃	〃	〃			〃	
210号 242号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1~12/31	京都郡苅田町地先	京都郡苅田町	苅田町漁協	なし	
211号 243号	〃	〃	〃	〃			〃	
212号 244号	〃	〃	〃	〃			〃	
213号 245号	〃	〃	〃	〃			〃	
214号 246号	〃	〃	〃	〃			〃	
215号 247号	〃	〃	〃	行橋市大字蓑島地先	行橋市大字蓑島、同市大字今 井、同市行事、同市道場寺、 同市南泉、北九州市戸畑区土 取町	蓑島漁協	〃	
216号 248号	〃	〃	〃	〃			〃	
217号 249号	〃	〃	〃	築上郡築上町大字湊地先	築上郡築上町、豊前市下河内	豊築漁協(椎田町)	〃	
218号 220号	〃	〃	〃	築上郡築上町大字有安地先			〃	区域の変更
219号 221号	〃	〃	〃	豊前市大字松江地先	豊前市松江、同市高田	豊築漁協(松江浦)	〃	区域の変更
220号 222号	〃	〃	〃	〃	豊前市松江、同高田	〃	〃	
221号 223号	〃	〃	〃	豊前市大字八屋地先	豊前市八屋	豊築漁協(八屋)	〃	
222号 224号	〃	〃	〃	豊前市大字宇島地先	豊前市宇島、同市赤熊、同市 沓川、同市松江	豊築漁協(宇島)	〃	
223号 225号	〃	〃	〃	〃			〃	
224号 226号	〃	〃	〃	築上郡吉富町大字小祝地先	築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	吉富漁協	〃	
225号 227号	〃	〃	〃	〃			〃	
226号 304号	〃	〃	〃	豊前市大字八屋地先		豊築漁協(八屋)	〃	301号わかめ 養殖業の削除 のため

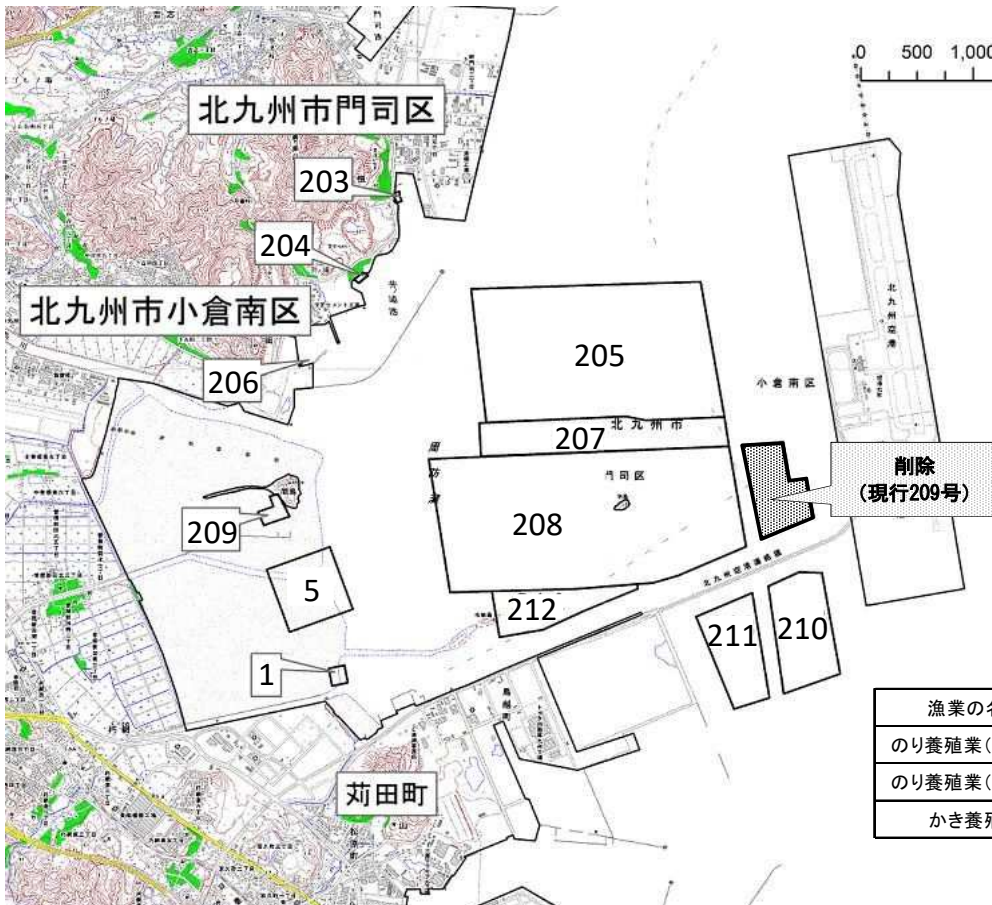
④かき・わかめ養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
301号	第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1/1~12/31	豊前市大字八屋地先	〃	豊築漁協(八屋)	なし	削除

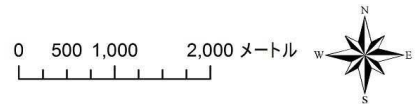
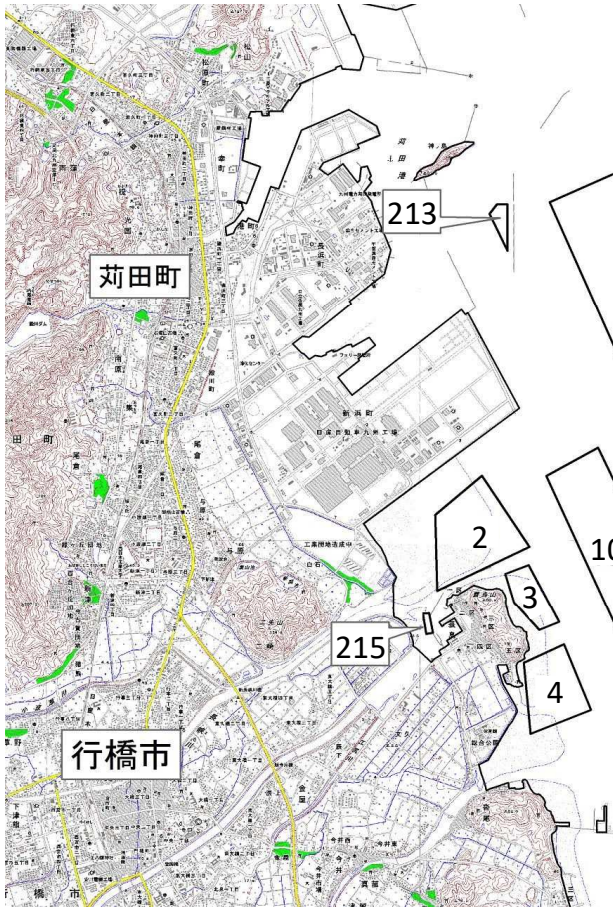


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226

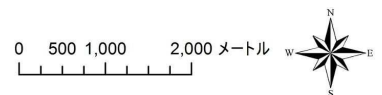
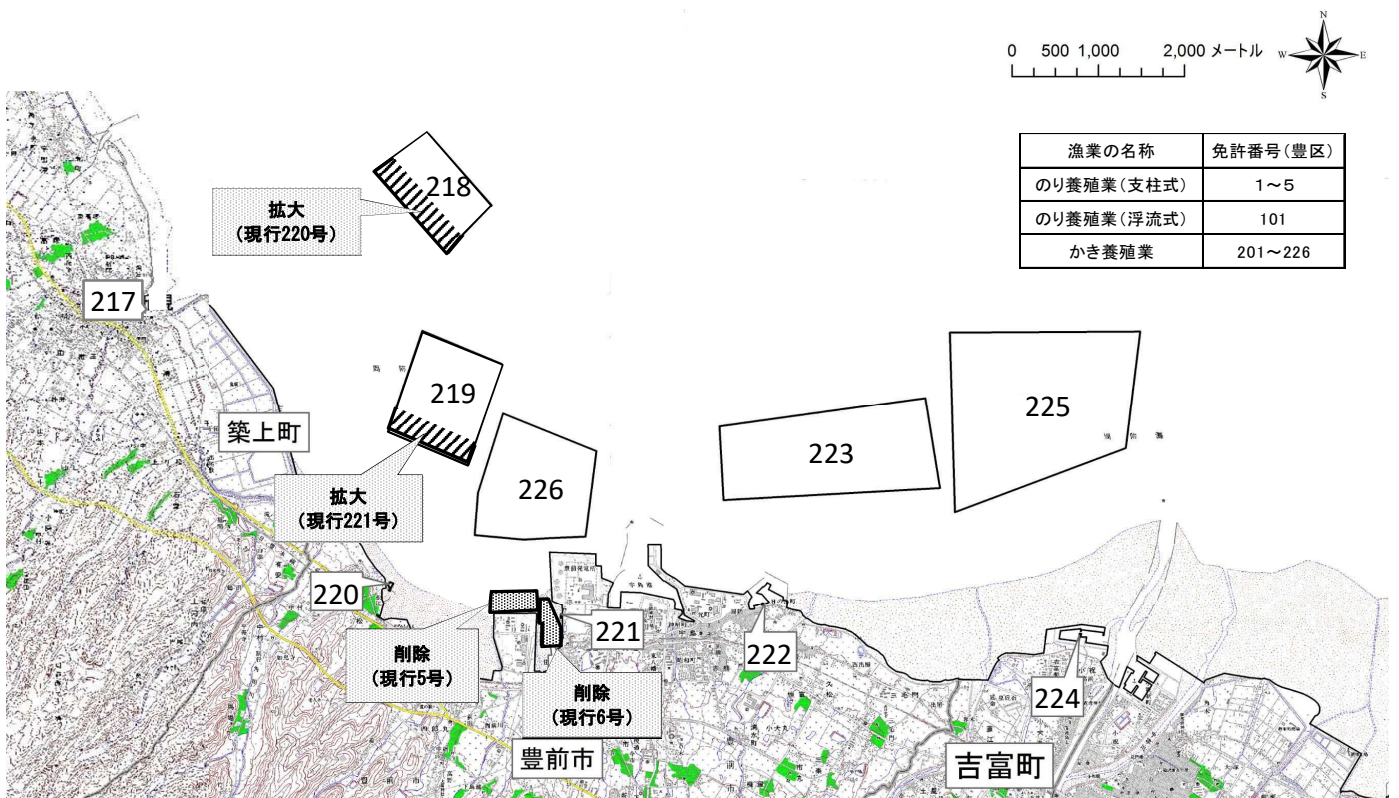
源
筋
源



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226

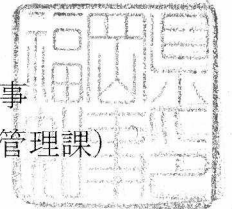


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226

4漁管第4937号
令和5年3月17日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福 岡 県 知 事
(農林水産部水産局漁業管理課)

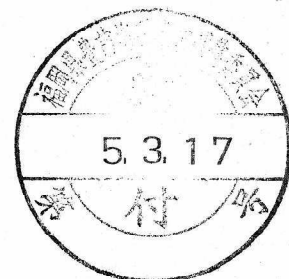


福岡県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第119条第8項及び水産資源保護法
第4条第7項 (昭和26年法律第313号) の規定により、下記のことについて
諮問します。

記

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) の一部を次のとおり改正
する。(別紙案のとおり)



福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和〇年〇月〇日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第〇号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号」を「第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号」に改め、第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「限る」を「限る。」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 一 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 二 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）

第四条第二項及び第八条第一項中「第二号から第十九号」を「第四号から第二十一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第二十三号」を「第二十五号」に改める。

第二十一条第一項の表中「おちのり網漁業」を「あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業」に改める。

第三十八条第一項の表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十四号から第三十八号」を「第二十二号から第三十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、令和五年九月一日から施行する。

福岡県漁業調整規則改正理由及び改正内容

漁業管理課

【改正理由】

1 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条、第8条、第15条、第21条）関係

福岡県の海面において、漁業権が設定されていない海面において、特定水産動植物であるあわび及びなまこを採捕する漁業を営むことができるよう、知事許可漁業としてあわび漁業及びなまこ漁業を規定するもの。

2 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（規則第38条関係）

漁業法などの一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正漁業法」という。）の施行により、組合員行使権や漁業の許可等に基づく場合を除いてあわび及びなまこの採捕は禁止された。これに伴い、福岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）において定められたあわび及びなまこの採捕禁止期間は、実質的に漁業者のみにかかる規定となったが、漁業者に対する規制については、漁業権の免許内容や許可の条件等で規制することが望ましいため、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切り替えにあわせて、あわび及びなまこの採捕禁止期間については、規則から削除し、漁業権の免許内容等により規制する形に改めるもの。

【改正内容】

1 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条）

（1）趣旨及び必要性

- ・令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことにより、漁業法第132条第1項において、特定水産動植物に、あわび及びなまこ等が指定され、これらの採捕は漁業権や漁業の許可等に基づく場合を除き、禁止。
- ・法改正後、一部の漁業者から、港湾整備等に伴って漁業権が放棄された区域（以下、「放棄区域」という。資料1～7）での、あわび及びなまこの採捕について質問があったが、県は漁業権に基づかない同魚種の採捕は違反である旨を指導。
- ・令和4年4月以降、漁業権の切替にむけた行使の確認を行った際、同様の意見が各所でなされ、その都度指導したが、確認を進めるにつれて、法改正以前は半ば自由漁業として行われていた実態が明らかとなり、県としても、除外区域でのあわび及びなまこの有効利用を図るためはあわび漁業及びなまこ漁業の知事許可漁業の創設を検討。
- ・本県は筑前海区、有明海区及び豊前海区を有し、それぞれに放棄区域が存在し、特に筑前海区の放棄区域ではあわび及びなまこ資源が定着していることを確認（資料8）。
- ・放棄区域では、令和2年の改正漁業法施行前まで、あわび、なまこを採捕する海士（海

女・あま）部会の自主規制として休漁期間や体長制限等を設け [資料 9]、漁業権漁場だけでなく放棄区域においてもこれら自主規制を遵守。なお、この間、港湾管理者とのトラブルの情報はない。

- このため、改正漁業法施行前の漁業実態に即するよう、あわび漁業及びなまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定し、従来の漁法である素潜りや磯見に限定したうえで水産資源の有効活用に努めるもの。
- 許可の制限措置としては、漁法は、素潜りや磯見に限定し、漁業時期は漁業権免許上で規定した期間とし、操業区域は放棄区域のうち、港湾管理者との協議が整った区域に限ることを検討中。

(2) 漁業調整上の支障

- 令和 4 年 12 月 6 日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

(3) 水産資源の保護培養上の支障

- 福岡県のあわびは主に徒手採捕によって採捕されており、その漁獲量は平成 23 年から令和 2 年の 10 年間で 38 トンから 65 トンの範囲内で推移 [資料 10]。
- なまこは主に小型機船底びき網及び潜水器漁業によって採捕されており、令和元年以降の農林統計で約 140 トン前後で推移。[資料 10]。
- あわび、なまこを採捕する海士（海女）部会において、休漁などの自主規制を設けて資源保護に取り組むとのことであるため、引き続き水産資源の保護培養を図ることが可能。

2 許可又は起業の認可の申請に関する漁業の種類（規則第 8 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業は必ずしも船舶を使用するとは限らず、また、漁法である磯見や素潜りは船舶の性能により漁獲能力が左右されないことから、対人・対船許可ではなく、対人許可と規定。

3 許可の有効期間（規則第 15 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業の漁法は素潜りや磯見。
- その発達の程度は今後大きく変動しないことや漁業調整上の問題も少ないことを勘案し、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を見据え、漁業生産力の発展につながるようにするため、許可の有効期間は 5 年。

4 資源管理の状況等の報告（規則第 21 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業は、中型まき網漁業や小型機船底びき網漁業のように漁獲効率が強く資源に与える影響が大きい漁業種類ではないため、漁業者への負担を抑えるために、表中の「毎年の漁業時期終了の翌月末日まで」とする。

5 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第 38 条関係）

- ・あわび、なまこの体長制限並びに禁止期間については、規則制定当初から規定されるが、残存する資料では規定した明確な理由は不明。
- ・しかしながら、11 月から 12 月は九州北部沿岸域におけるあわび類の産卵期、4 月から 9 月はなまこ類の産卵期及び夏眠期に該当するため、あわび類及びなまこ類の保護培養を図ることが目的と推察。（資料 11、12）
- ・改正漁業法の施行前は、漁業権の設定されていない海面での遊漁者によるあわび・なまこを制限するため、規則にて採捕禁止期間を規定。
- ・改正漁業法施行後、漁業法第 132 条の規定によりあわびやなまこ等が特定水産動植物に指定されたため、遊漁者等に対する制限を規則において規定する必要性なし。
- ・また、漁業者による採捕も、漁業権や漁業許可に基づくものに限定されたことから、漁業権の免許内容や許可制限措置等によって規定する方向で検討中。
- ・ついては、あわび、なまこの採捕禁止期間（あわび：11 月 1 日から 12 月 20 日まで、なまこ：4 月 1 日から 9 月 30 日まで）については、令和 5 年 9 月 1 日に予定されている漁業権の一斉切替に併せて規則の規定から除外。両魚種の採捕時期は漁業権の漁業の時期及び漁業許可の漁業時期にて制限する予定。

（1）漁業調整上の支障

- ・令和 4 年 12 月 6 日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

（2）水産資源の保護培養上の支障

- ・本改正は規則上の採捕禁止期間を一部削除するものの、漁業権の免許内容や漁業許可の条件等で同様の規制を設けるため、水産資源保護培養上の支障なし。

6 所要の規定の見直し

- ・第 4 条第 1 項第 15 号括弧書き中の「限る」について、他の条文と平仄を合わせる観点から、句点を付して「限る。」に改める。

7 施行期日

（1）知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第 4 条、第 8 条、第 15 条第 21 条）関係

- ・本改正は、漁業権に基づかないあわび、なまこの採捕を知事許可で対応しようとするものであり、申請期間等の公示を速やかに行う必要があるため、公布日から施行する。

（2）特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第 38 条関係）

- ・本改正にあたっては、漁業権の切替えにあわせた対応が必要となるため、切替え後の漁業権の免許予定日である令和 5 年 9 月 1 日から施行することとする。

改正案	現行
<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>九 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第十一号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>十〇十一 （略）</p> <p>十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十四</p>	<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>七 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第九号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>八〇九 （略）</p> <p>十 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十二号</p>

<p>号に掲げるあんこう網漁業を除く。)</p> <p>十三、十四 (略)</p> <p>十五 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る。)により行う漁業</p> <p>十六 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第八号に掲げる小型まき網漁業を除く。)</p> <p>十七、二十五 (略)</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可又は起業の認可の申請)</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>に掲げるあんこう網漁業を除く。)</p> <p>十一、十二 (略)</p> <p>十三 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る。)により行う漁業</p> <p>十四 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第六号に掲げる小型まき網漁業を除く。)</p> <p>十五、二十三 (略)</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可又は起業の認可の申請)</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>
--	---

改正案

現行

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 313 395 761">知事許可漁業の種類</td> <td data-bbox="343 761 395 1097">期限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 313 343 761">小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網</td> <td data-bbox="239 761 343 1097">翌月の末日まで</td> </tr> </table>	知事許可漁業の種類	期限	小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで	<p>一〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第二項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならぬ。</p>
知事許可漁業の種類	期限				
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1151 395 1599">知事許可漁業の種類</td> <td data-bbox="343 1599 395 1935">期限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1151 343 1599">小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網</td> <td data-bbox="239 1599 343 1935">翌月の末日まで</td> </tr> </table>	知事許可漁業の種類	期限	小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで	<p>一〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十三号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならぬ。</p>
知事許可漁業の種類	期限				
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで				

改正案			現行		
漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで	漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業、及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで		おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業、及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで	
2 (略)			2 (略)		
第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。					
水産動物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域
一〇十一(略)	(略)	(略)	一〇十一(略)	(略)	(略)

改正案				現行			
<p>2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十二号から第三十六号までの規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	二十二～三十六 (略)	(略)	(略)	十二～二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
<p>2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十四号から第三十八号までの規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	十二 あわび(殻長 十センチメートル を超えるもの に限る。)	十一月一日か ら十二月二十 日まで	海面	海面
	二十四～三十八 (略)	(略)	(略)	十三～二十二 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	二十三 なまこ	四月一日から 九月三十日ま で	海面	海面

第 46 回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時 : 令和 5 年 3 月 16 日 (木) 14 時から

場 所 : 神戸市中央区海岸通 29 番地

神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(2) サワラに関する委員会指示について

(3) トラフグの資源状況について

(4) その他

① 令和 5 年度資源管理関係予算について

② その他

4 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。
- (2) 令和 4 年度は、上記③について、令和 4 年 6 月 25 日から 6 月 30 日及び令和 4 年 7 月 16 日～8 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。令和 4 年 9 月以降、大型魚の採捕は行われていたが、採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 5 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 43 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 5 日以内に水産庁に報告（現行は 10 日以内）。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9月～12 月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量

- ・全海区における令和5年4月1日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合:令和6年3月31日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十三号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
 - (2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
 - (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
 - (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
- 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
- (1) 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 5 年 3 月 16 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 43 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。
3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

サワラ（瀬戸内海系群）①



サワラは北海道から九州にかけて広範囲に分布し、本系群はこのうち瀬戸内海を中心に分布する群である。



図1 分布域

瀬戸内海を中心に分布しており、春季に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳以上を漁獲する。

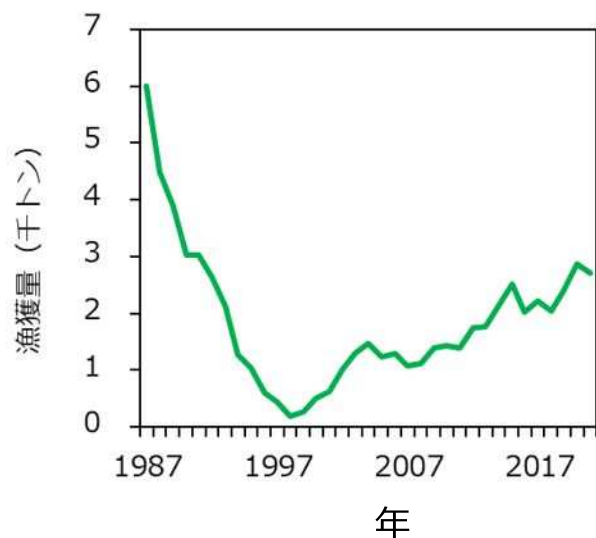


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1987年の6.0千トンから急減して1998年には199トンの最低値となった。その後は増加傾向を示し、2021年は2.7千トンであった。

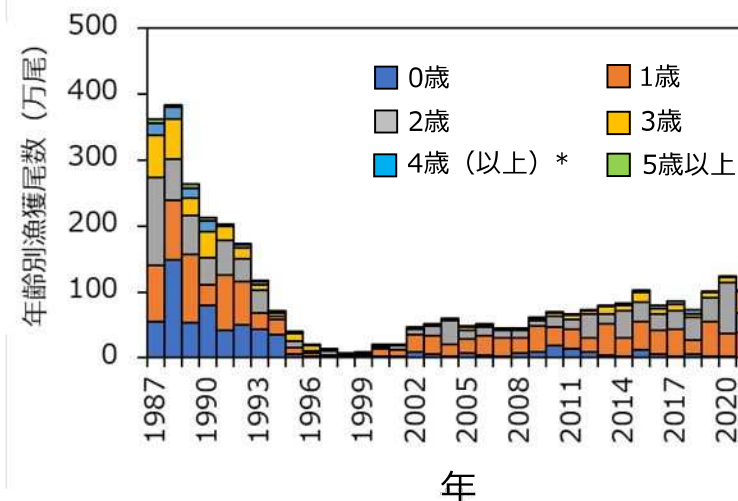


図3 年齢別漁獲尾数の推移

2000年以降の漁獲物の主体は1、2歳であるが、2013年以降は3歳が全体に占める割合がやや高くなった。0歳の漁獲尾数は1994年までは30万尾を超えていたが、その後は低い水準で推移している。

*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している（図4も同じ）。

本資料における、管理基準値等については、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）における検討材料として、研究機関会議において提案されたものである。これらについては、ステークホルダー会合を経て最終化される。

さわら広域資源管理に係る委員会指示について（案）

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 41 号の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 5 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 44 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

	<p>界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
播磨灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>
備讃瀬戸	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>
燧灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
安芸灘	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p>

	<p>一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭崎灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>
伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止 さわらを目的とした操業の禁止

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

周防灘	伊予灘	安芸灘	燧灘	
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで	九月一日から九月三十日まで	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)
さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さざし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	さわらを目的とした操業の禁止